

伝統工芸「匠の技術」継承支援事業の概要

1 概要

①事業内容

伝統工芸の後継者を育成するため、高い技術や希少な技法を伝承する意志のある職人（伝統工芸の匠）を派遣し、少人数指導により技術・技法の継承を図る。

②伝統工芸の匠の定義

各産地で高い技術や希少な技法を持つ職人又は各産地の振興・発展のために必要な技術・技法・指導力を持つ職人とし、現代の名工の推薦基準を満たす又は同等以上の者

③対象産地

県内の経済産業大臣指定伝統的工芸品（国指定6産地）又は富山県知事指定伝統工芸品（県指定5産地）

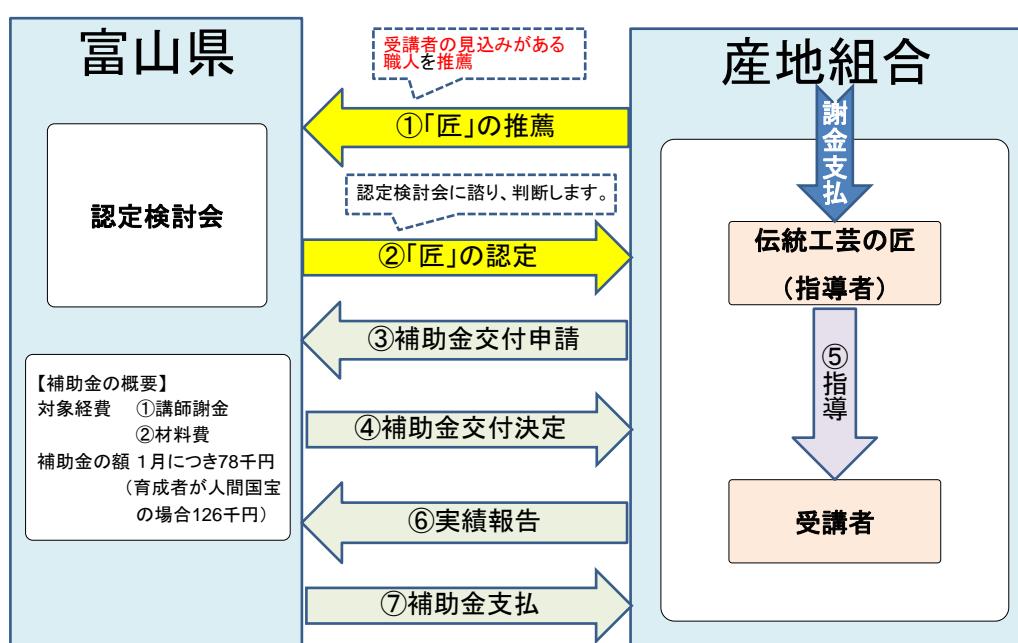
④認定方法

県が設置する検討会において審査のうえ、知事が認定

⑤受講者の条件

原則、伝統的技術・技法の保持者のもとで、数年間その業務に携わり、又はそれと同等以上の技術・技法を有し、本事業終了後に県内において、伝統的技術・技法を用いる業務を生業とする意思のある者

⑥全体スキーム



2 認定状況 26名

(高岡銅器6 井波彫刻2 高岡漆器6 庄川挽物木地1 越中和紙1 越中福岡の菅笠2 越中瀬戸焼3 高岡仏壇1 とやま土人形3 富山木象嵌1)

3 予算額 4,200千円